

【構造が専ら身体に障がいがある方の利用に供するための車両の減免について】

自動車車検証の車の形状欄に車いす移動車等と表記されている軽自動車や構造上、身体障がい者等が利用することが明確である軽自動車は減免申請を受理いたします。

減免申請には以下のものをご提出ください

① 軽自動車税納税通知書（納付前のもの）

- ・ 市役所から、軽自動車税納税通知書が届く前に申請する場合は、必要ありません。
- ・ 軽自動車税納税通知書が届いた場合は、お支払いをせずに、原本をご提出ください。
お支払いをしてしまうと、減免が受けられません。

② 軽自動車税減免申請書（ダウンロード参照）

- ・ 申請年月日・申請者欄・電話番号は必ず記入してください。申請内容確認のため、連絡をさせていただく場合があります。
- ・ 申請書は、市役所税制課窓口でも配布しています。

③ 自動車検査証記録事項等のコピー

- ・ 減免を受ける車種により必要書類が異なります。

減免を受ける車種	必要書類
軽自動車（三輪・四輪） 小型自動二輪	①または②のどちらかを提出してください。
	①自動車検査証（R6年1月4日以前に発行されたA4サイズのもの）
	②自動車検査証記録事項（電子車検証発行時に交付される書面）※
軽二輪	軽自動車届出済証
原動機付自転車等	標識交付証明書

※自動車検査証記録事項は、お手持ちのスマホ等で「車検証閲覧アプリ」を用いてダウンロードすることにより入手することもできます。

④ ナンバー及び構造変更部分が確認できる、写真や仕様書

- ・ 「その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車」であることが確認できる書類が必要です。

⑤ 納税義務者のマイナンバーカードまたは、個人番号通知カードのコピー

⑥ 申請者の身分証明書（運転免許証等）のコピー